落札者決定基準

(上下水道料金検針・新設登録等業務)

1 はじめに

本書は「上下水道料金検針・新設登録等業務」の調達に係る受託者選定のための審査及び評価方法を定めたものである。

2 総合評価の方法

総合評価一般競争入札においては、次の方法によって求められた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者のくじ引きによって落札者を 定める。

(1) 総合評価点の算定方法

入札価格及び提案内容を基に、価格評価点及び技術評価点を算出し、その合計点数を総合評価点とする「加算方式」とする。価格評価点と技術評価点の得点配分は、下記のとおりとする。

総合評価点(1,500点満点) = 価格評価点(500点満点) + 技術評価点(1,000点満点)

(2) 価格評価点の算定方法

ア 入札価格(税抜)に当該金額の10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した額が、本市が定める予定価格(税込)以下であること。なお、入札価格(税抜)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額が予定価格を超える場合は「失格」とする。

イ 価格評価点は次のとおり算出する。

価格評価点 =価格評価点の得点配分(500 点)×

(1-(入札価格+入札価格の10%に相当する額)/予定価格)

※評価点の計算結果について、小数点以下は切捨てとする。

(3) 技術評価点の評価方法

技術評価点は、次の評価方法に従って審査・評価を行う。

ア 提出書類について、提案書作成要領の記載事項を満たしていることが確認できない場合は、当該提案書を「失格」とする場合があり、「失格」の場合はその後の評価を行わない。

- イ 提案書の記載内容について、別添1「総合評価項目一覧」のとおり採点する。各項目の点数の合計を技術評価点(最大1,000点)とする。
- ウ 提案書の内容に対して疑義があるときは、本市から提案者に対して質問を行い、 提案者からの回答をもって提案内容の訂正とみなした上で、評価する場合がある。

3 その他

本市が発注する以下の4つの委託業務において、「中央区」「北区」「東区」を担当区とする業務については、重複して契約できないものとする。

- (1) 上下水道料金検針・新設登録等業務(中央区・南区)
- (2) 上下水道料金検針・新設登録等業務(北区・西区・手稲区)
- (3) 上下水道料金検針・新設登録・収納等業務(東区・白石区・厚別区)
- (4) 上下水道料金検針・新設登録等業務(豊平区・清田区)
- (1) \sim (3) \geq (4) を重複して契約することは可能とする。